

香芝市の学校の適正規模・適正配置の基準についての整理

令和7年5月23日

香芝市の望ましい教育環境 すべての児童・生徒が安全に安心して、個別最適な学びと協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びができる「地域とともにある教育環境」 の実現					
基準	国の標準	法令等	香芝の現状 (R7.5.1時点)	独自の可否	備考
学級数	小:1学年2~3学級 中:1学年4~6学級 1校あたり12~18学級	学校教育法施行規則 等	小:平均2.50学級 中:平均5.17学級	可 (市財源要)	小:最多4、最少1 中:最多6、最少4
児童生徒数	小:1学級35人 中:1学級40人(段階的に 35人に移行)	小学校設置基準 等	小:平均29.56人 中:平均36.75人		小:最多35人、最少16人 中:最多40人、最少31人 小学校1年生: 平均28.41人
教職員数	学級数等から 定数を算定	公立義務教育諸学校の学 級編制及び教職員定数の 標準に関する法律	加配は県費、市費 負担による		
I C T環境	1人1台端末、 無線LAN環境等	学校教育の情報化の推進 に関する法律	1人1台端末		R7年度端末入替予定
地域連携	コミュニティ・スクール、 地域学校協働活動	地方教育行政の組織及び 運営に関する法律	全校にコミュニティ・スクール 設置		

基準	国の標準	法令等	香芝の現状 (R7.5.1時点)	独自の可否	備考
小中一貫教育	義務教育学校、 一体・隣接・分離型	学校教育法	今後の検討事項	可 (市財源要)	奈良県内:9校
施設	老朽化対策、耐震化、バリア フリー化等	義務教育諸学校等の施設 費の国庫負担等に関する 法律等	長寿命化等、計画に基づ き順次実施		築30年以上延床面積75%
通学距離・時間	小:4km、中:6km以内 1時間以内	義務教育諸学校等の施設 費の国庫負担等に関する 法律施行令	標準以内だが、 長い地域あり	可 (調整要)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全面、高低差等 ・長距離通学地域の例 閑屋小:2.9km 二上小:2.3km 下田小:1.6km等
学校選択	市町村教育委員会が 指定	学校教育法、同法施行令 等	一部地域で選択可		
校区変更	市町村教育委員会が 指定	学校教育法、同法施行 令、小学校設置基準等	小:10校 中:4校		

これまでの協議のご意見等

- 小学校低学年は、1学級あたりの児童数が少人数（30人等）であることが望ましい。
- 市内のすべての子どもたちにとって、全校で偏りのない、教育の機会均等に資する教職員の配置を行う。
- ICTを活用した教育を充実させるために、設備の整備と教職員のスキルアップの両面を一層推進していく。
- 学区や学校選択について、児童生徒数以外にも安全で安心な通学路を実現する観点等から、よりよい形を検討する。
- 家庭と地域と学校の協働によって、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを進める。
コミュニティ・スクール、地域学校協働活動 等
一方通行ではなく、お互いに協力し合う「ともにある」関係が重要。
- 子どもたちも教職員も生活の多くの時間を過ごす学校の施設環境を整える。
耐震化、老朽化対策、空調整備、トイレ洋式化、バリアフリー 等
財政的な課題を考慮の上で、すべての地域の子どもたちにとって偏りなく整備していくことが重要。
- 特別支援学級の学級数も、通常学級と同じく学級数に入れてほしい。
- 中学校も、段階的に35人学級に移行予定であることも念頭に、適正規模・適正配置を検討する。